

第1章 計画策定に関する基本的事項

1. 計画策定の背景

平成 18（2006）年6月、本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来を目前に控え、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、住生活基本法が施行されました。地方公共団体等は、この施策に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならないとされています。

平成 19（2007）年7月には、住生活基本法に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し必要な施策を講じ、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とした、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」といいます。）が施行されました。

市では、住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する施策の検討を進め、平成 28（2016）年度に「西東京市住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居支援・居住継続支援制度」（以下「市支援制度」といいます。）を創設しました。

その後、国は、平成 29（2017）年 10 月に住宅セーフティネット法の改正を行い、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化を加速化するため「新たな住宅セーフティネット制度」を創設しました。

これらの国の動きを受け、東京都は、平成 29（2017）年 10 月から「新たな住宅セーフティネット制度」に基づく賃貸住宅の登録制度を開始し、平成 30（2018）年3月には、登録する住宅の目標戸数や登録基準を定めた「東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」を策定しました。

2. 計画の目的

市支援制度を運用する中では、民間賃貸住宅への入居につなげられた世帯がある一方、賃貸人の理解が得られないなど様々な事情により入居に至らなかった世帯がありました。

また、高齢者や障害のある人等が入居を拒まれない「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく登録住宅を普及させていく必要があります。

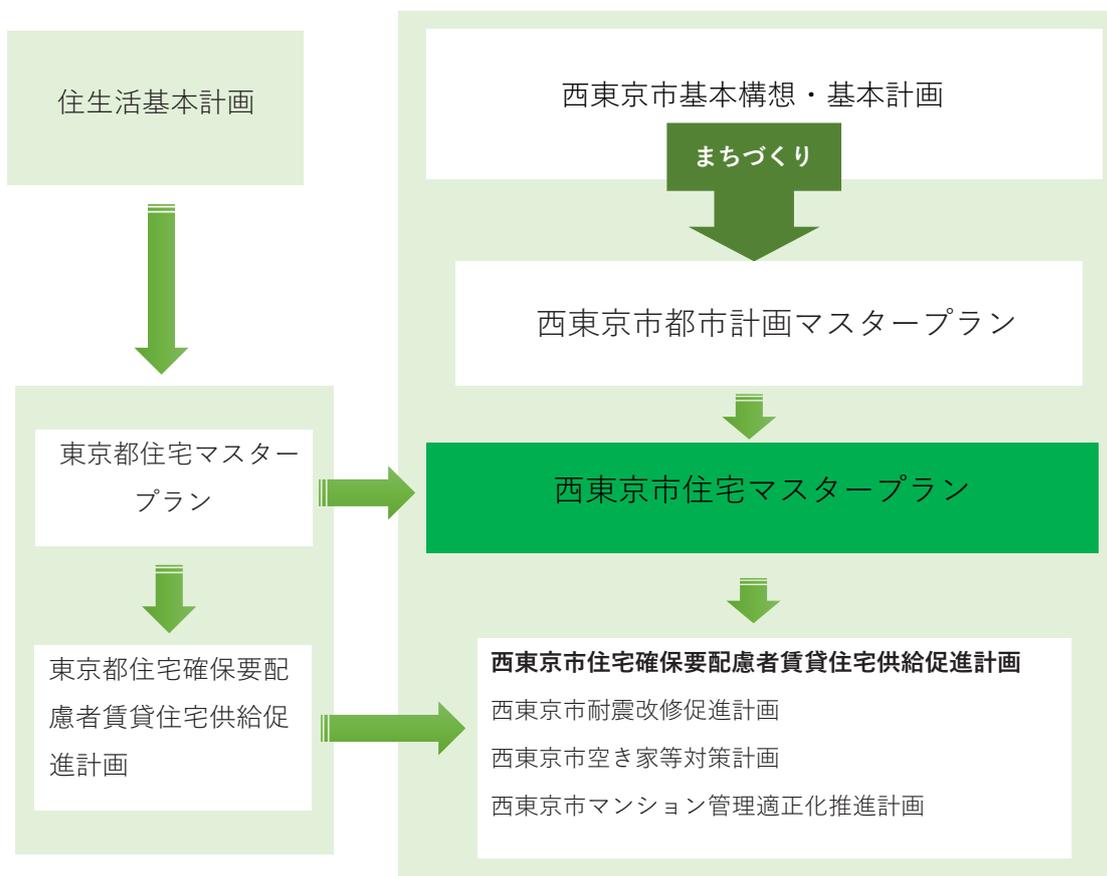
これらの課題を踏まえた上で、総合的かつ効果的に進めていくことを目的として、本計画を改定します。

3. 計画の位置付け

本計画は、住宅セーフティネット法第6条第1項の規定により、「東京都住宅確保

要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づき策定するものです。

また、「西東京市住宅マスタープラン」に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進するための計画です。



4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中であっても、社会経済状況の変化などを踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度まで

5. 住宅確保要配慮者の範囲

本計画においては、住宅セーフティネット法及び国土交通省令に定める者に加え、「東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づき、以下のいずれかに該当する者を住宅確保要配慮者とします。

- ・ 海外からの引揚者
- ・ 新婚世帯

- 原子爆弾被爆者
- 戦傷病者
- 児童養護施設退所者
- L G B T（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）等
- U I J ターンによる転入者
- 住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者

また、上記の者のほか、様々な事情により西東京市が住宅確保要配慮者と認める者についても、本計画における住宅確保要配慮者とします。

<参考>

【住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者】

- 低額所得者
- 被災者（発災後3年以内）
- 高齢者
- 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者^(※1)
- 子ども（高校生相当以下）を養育している者

【国土交通省令で定める住宅確保要配慮者】

- 外国人
- 中国残留邦人等
- 児童虐待を受けた者
- ハンセン病療養所入所者等
- D V（ドメスティック・バイオレンス）被害者
- 北朝鮮拉致被害者等
- 犯罪被害者等
- 更生保護対象者
- 生活困窮者
- 東日本大震災による被災者
- 供給促進計画で定める者

(※1) 障害者基本法第2条第1号

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。